

## 新旧対照表

【関税評価に関する取扱事例について（平成19年6月26日財関第876号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>標記のことについて、WCO関税評価技術委員会の採択文書を参考として別紙のとおり取りまとめたので、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。</p> <p>なお、本通達の実施に伴い、「課税価格に含まれる特許権等の対価の取扱事例について」（平成18年6月14日財関第722号）及び「「課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用」及び「課税価格に含まれる売手帰属収益」の取扱事例について」（平成18年10月12日財関第1247号）は、廃止する。</p>	<p>標記のことについて、WCO関税評価技術委員会の採択文書を参考として別紙のとおり取りまとめたので、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。</p> <p>なお、本通達の実施に伴い、「課税価格に含まれる特許権等の対価の取扱事例について」（平成18年6月14日財関第722号）及び「「課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用」及び「課税価格に含まれる売手帰属収益」の取扱事例について」（平成18年10月12日財関第1247号）は、廃止する。</p>
(別紙)	(別紙)
関税評価に関する取扱事例	関税評価に関する取扱事例
<p>1. 関税定率法第4条関係</p> <p>(1) 関税定率法第4条第1項関係</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 関税定率法第4条各号関係</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 関税定率法第4条第1項第4号に規定する特許権等の使用に伴う対価の取扱いについて</p> <p>(事例20)～(事例33) (省略)</p> <p><u>(事例34) フランチャイズ契約に基づき買手が売手に支払うロイヤルティ (勧告的意見4.17)</u></p> <p>(ハ) 関税定率法第4条第1項第5号に規定する売手帰属収益の取扱いについて</p> <p><u>(事例35) 買手が売手に支払う輸入貨物（鶏肉）の再販売収益（事例研究2.1）</u></p> <p><u>(事例36) 買手が売手等に支払う輸入貨物（紳士服）の再販売収益等（事例研究2.2）</u></p> <p>(2) 関税定率法第4条第2項関係</p> <p>イ 関税定率法第4条第2項第1号に規定する買手による輸入貨物の処分又は使用についての「制限」及び同項第2号に規定する輸入貨物の課税価格の決定を困難とする「条件」について</p> <p><u>(事例37) 輸入取引に関する事情の関税定率法第4条第2項第1号又</u></p>	<p>1. 関税定率法第4条関係</p> <p>(1) 関税定率法第4条第1項関係</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 関税定率法第4条各号関係</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 関税定率法第4条第1項第4号に規定する特許権等の使用に伴う対価の取扱いについて</p> <p>(事例20)～(事例33) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(ハ) 関税定率法第4条第1項第5号に規定する売手帰属収益の取扱いについて</p> <p><u>(事例34) 買手が売手に支払う輸入貨物（鶏肉）の再販売収益（事例研究2.1）</u></p> <p><u>(事例35) 買手が売手等に支払う輸入貨物（紳士服）の再販売収益等（事例研究2.2）</u></p> <p>(2) 関税定率法第4条第2項関係</p> <p>イ 関税定率法第4条第2項第1号に規定する買手による輸入貨物の処分又は使用についての「制限」及び同項第2号に規定する輸入貨物の課税価格の決定を困難とする「条件」について</p> <p><u>(事例36) 輸入取引に関する事情の関税定率法第4条第2項第1号又</u></p>

## 新旧対照表

【関税評価に関する取扱事例について（平成19年6月26日財関第876号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は第2号該当性（事例研究3.1）</p> <p>ロ 関税定率法第4条第2項第4号に規定する売手と買手との間の「特殊関係」について</p> <p>（事例38）独占販売者により輸入される貨物（自動車）の課税価格（事例研究9.1）</p> <p>（事例39）関税定率法施行令第1条の8第4号に規定する「直接又は間接に支配している場合」（事例研究11.1）</p> <p>ハ 関税定率法第4条第2項第4号に規定する売手と買手との間の「特殊関係」による取引価格への影響について</p> <p>（事例40）関税定率法第4条第2項第4号に規定する特殊関係による取引価格への影響（事例研究10.1）</p>	<p>は第2号該当性（事例研究3.1）</p> <p>ロ 関税定率法第4条第2項第4号に規定する売手と買手との間の「特殊関係」について</p> <p>（事例37）独占販売者により輸入される貨物（自動車）の課税価格（事例研究9.1）</p> <p>（事例38）関税定率法施行令第1条の8第4号に規定する「直接又は間接に支配している場合」（事例研究11.1）</p> <p>ハ 関税定率法第4条第2項第4号に規定する売手と買手との間の「特殊関係」による取引価格への影響について</p> <p>（事例39）関税定率法第4条第2項第4号に規定する特殊関係による取引価格への影響（事例研究10.1）</p>
2. 関税定率法第4条の2関係	2. 関税定率法第4条の2関係
(1) 関税定率法第4条の2第1項関係	(1) 関税定率法第4条の2第1項関係
（事例41）関税定率法第4条の2に規定する「同種又は類似の貨物」（解説1.1）	（事例40）関税定率法第4条の2に規定する「同種又は類似の貨物」（解説1.1）
(2) 関税定率法第4条の2第2項関係	(2) 関税定率法第4条の2第2項関係
（事例42）関税定率法第4条の2第2項に規定する取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整の要否（解説10.1）	（事例41）関税定率法第4条の2第2項に規定する取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整の要否（解説10.1）
3. 関税定率法第4条の3関係	3. 関税定率法第4条の3関係
4. 関税定率法第4条の4関係	4. 関税定率法第4条の4関係
（事例43）賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(1)（研究2.1）	（事例42）賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(1)（研究2.1）
（事例44）賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(2)（事例研究4.1）	（事例43）賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(2)（事例研究4.1）
（事例45）工業用プラントの建設に付随して輸入される文書の課税価格（勧告的意見22.1）	（事例44）工業用プラントの建設に付随して輸入される文書の課税価格（勧告的意見22.1）
注記 (省略)	注記 (同左)

## 新旧対照表

【関税評価に関する取扱事例について（平成19年6月26日財関第876号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(事例1)～(事例33) (省略)</p> <p>(事例34) フランチャイズ契約に基づき買手が売手に支払うロイヤルティ</p> <pre> graph TD     subgraph "フランチャイズ契約"         direction TB         B["買手B (本邦)"]         S["売手S (E国)"]         B -- "材料" --&gt; S         B -- "貨物代金" --&gt; S         S -- "ロイヤルティ (製品の総売上額の5%)" --&gt; S     end     B -- "製品 (輸入材料 から製造)" --&gt; K["顧客 (本邦)"]     </pre> <p>【事実関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本邦の製造販売業者B（買手B）は、特殊関係にないE国の売手Sとの間で、本邦において売手Sのブランド及びシステムを使用して店舗を運営するためフランチャイズ契約を締結した。</li> <li>2. 買手Bがその店舗において販売する製品の製造に使用しなければならない材料については、当該フランチャイズ契約に基づき、売手Sのみから購入す</li> </ol>	<p>(事例1)～(事例33) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

## 新旧対照表

【関税評価に関する取扱事例について（平成19年6月26日財関第876号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ることができる。なお、当該材料は特許製品ではなく、いかなる知的財産によっても保護されていない。</p> <p>3. 買手Bはフランチャイズ契約に基づき、売手Sのブランド及びシステムの使用の対価として、輸入した材料を使用して製造した製品に係る総売上額の5%のロイヤルティを売手Sに対し支払う。</p> <p>(注) 本事例において上記の「ブランド」とは登録された銘柄又は店舗事業における役務の標章その他商業上の記号を意味し、上記「システム」とは店舗の運営に関連する業務システム及び事業プロセスをいう。</p> <p><b>【問】</b> 上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが売手Sに支払う上記ロイヤルティは、同項第4号に該当するものとして課税価格に含まれるか。</p> <p><b>【答】</b> 1. 買手は、輸入貨物である材料を売手Sから購入しなければならないものではあるが、当該材料は商標を付されたものではなく、特許製品又は特許製法により製造された物品でもない。また、いかなる知的財産権の保護の対象にもなっていない。 2. 上記ロイヤルティは、輸入貨物（材料）に関連するものではなく、売手Sのブランドが付された製品の製造及び販売において売手Sのブランド及びシステムを使用することに関連するものである。 3. したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものではないため、同号に該当するものとして上記材料の課税価格に含まれるものではない。</p> <p><b>【関係法令通達】</b> 関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4-13</p> <p><b>注記</b> 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の</p>	

## 新旧対照表

【関税評価に関する取扱事例について（平成19年6月26日財関第876号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。</p> <p>(事例35) ~ (事例45) (省略)</p>	<p>(事例34) ~ (事例44) (同左)</p>